

社労 think NEWS (併設 社労士家村事務所)

2018年 春の法改正号



～事務所宣言～ 私たちは男女が
ともに安心して子育てをし、仕事に打
ち込める社会を目指します

〒101-0022

東京都千代田区神田練馬町73 プロミエ秋葉原701

TEL 03-3256-4864 FAX 03-3256-4865

E-mail: k@iemura.jp URL: <http://www.hotsuru.jp>

平成30年春の主な法改正

○ 平成30年3月分(4月納付分)から40都道府県で健康保険料率改定 (カッコ内は被保険者)

- ・東京都 9.90% (4.950%) 引下げ
- ・千葉県 9.89% (4.945%) 変更なし
- ・埼玉県 9.85% (4.925%) 引下げ
- ・神奈川県 9.93% (4.965%) 変更なし
- ・栃木県 9.92% (4.960%) 引下げ
- ・茨城県 9.90% (4.950%) 引上げ

○ 平成30年3月分(4月納付分)から介護保険料率改定(カッコ内は被保険者)

- ・全国一律 1.57% (0.785%) 引下げ

○ 平成30年度法定雇用率(障害者雇用義務)が変更

平成30年4月1日から2.0%→**2.2%**になります。
あわせて精神障害者も雇用義務の対象となります。
また、精神障害者である短時間労働者の算定方法
が対象者1人につき0.5→**1**になります。

○ 平成30年度キャリアアップ助成金制度が変更

正社員コース支給申請上限人数15人→20人へ拡大。
正規雇用労働者と共通の賃金規程や諸手当の制度を
設けた際の助成金制度コースを拡充。

36協定の提出はお済みですか

○新年度のスタートにあたり、**36協定**(時間外労働及び
休日労働に関する協定届)の提出はお済みでしょうか？
残業の限度時間(1か月あたり45時間)を大きく超えるよう
な特別条項による延長時間の取り決めについては、注意
が必要と思われます。また、労働者の過半数を代表する
者の選出も適正な方法で行うことが求められます。

健康保険被扶養者異動届の取扱が変更

平成29年度税制改正(配偶者控除及び配偶者特別
控除制度の見直し)により、被保険者の合計所得が
1,000万円(給与収入1,220万円)を超える場合は、配
偶者が所得税上の控除対象配偶者に該当しないた
め、収入確認ができる証明書類を添付することとなりま
した。

日本年金機構への届出及び様式が変更

3月5日から順次「資格取得届」「資格喪失届」など
マイナンバーを記載し届出とすることになりました。今
後、様式が変更されます。また、「氏名変更届」「住所
変更届」の提出が不要となる予定です。添付書類又は
届書について不明な点等ございましたら、弊所までご
連絡下さい。

定年退職予定者セミナーを実施

家村は、2月2日(金)、「定年退職予定者セミナー」に
て100名以上の参加者に退職後の年金・雇用保険の
制度や手続きについて講演しました。
また、2/24、3/3両日にわたり、葛飾区で非営利組織を
対象とした講座の講師も務めました。

